平成２６年（フ）第８２９９号
神奈川県横浜市南区中島町１丁目４　ニューロッジ蒔田Ⅱ102号
破産者　高橋　　晃
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３２６号
東京都中野区本町４丁目35番12号
破産者　株式会社ＭＳＰファクトリー
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３２７号
埼玉県戸田市美女木３丁目23―７―303
破産者　佐藤　　大
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３３５号
神奈川県三浦市三崎町城ヶ島669
破産者　株式会社エスエイチエス
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３３６号
東京都台東区蔵前１丁目１―１―205
破産者　鈴木　睦正
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３５１号
東京都千代田区麹町４丁目３番地１
破産者　株式会社協栄ビルマネージメント
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３５２号
千葉県千葉市花見川区横戸台35―７
破産者　片貝　博文
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３５５号
大阪府東大阪市池島町３丁目１番５号
破産者　有限会社大宣国際通商
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３５６号
東京都足立区辰沼１丁目１―９―507
破産者　中島　秀夫
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３６９号
埼玉県さいたま市西区大字指扇1657番地１
破産者　株式会社プログレッソ
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３８１号
東京都品川区戸越６丁目21番２号
破産者　株式会社施設テック
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３８２号
東京都品川区大井３丁目６―21―206
破産者　三田　　明
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３８７号
東京都足立区竹の塚５丁目８番12号
破産者　株式会社コーラルスポーツ
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３９１号
東京都大田区羽田旭町３番３号　第２東邦ビル５階
破産者　株式会社パシフィックウイングス
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３９２号
大阪府大阪市平野区長吉長原２丁目13―15―703
破産者　堀田　昌弘
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３９３号
東京都台東区台東３丁目２番11号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋浜町２丁目20番６号　花岡ビル１階
破産者　株式会社五色堂マーチャンダイジング
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３９４号
東京都荒川区東日暮里６丁目４―９―201
破産者　牧　　三生
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５７７号
東京都台東区浅草橋３丁目25番２号
破産者　株式会社山田卯三郎商店
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５８３号
埼玉県三郷市栄１丁目402
破産者　見留　章憲
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６１７号
東京都品川区西五反田２丁目７番11号
破産者　リライアンス株式会社
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６１８号
東京都品川区平塚１丁目７―９―201
破産者　渡村　俊治
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６２５号
東京都三鷹市上連雀６丁目12番19―502号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区歌舞伎町２丁目45番５号
破産者　室戸産業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部